

定期健康診断報告書の提出について

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（感染症法）に基づき、実施した定期の健康診断の結果を届け出る様式です。全ての定期健康診断実施義務者は年1回届け出る義務があります。

○対象

学校・病院・診療所・助産所・老人施設・社会福祉施設の職員→毎年度
大学・高等学校・高等専門学校・各種学校の生徒→入学した年度
社会福祉施設で65歳以上の入所者→毎年度

○受付期間 随時（毎年度1回提出）

○受付窓口 学校、事業所及び施設等所在地を所轄する保健所
春日部保健所管内（春日部市・越谷市・松伏町）

○提出書類 様式第51-1号

○備考

事業所においては事業所単位で提出することを基本としますが、事業所単位が困難な場合にあっては、本社等による一括報告でも差し支えありません。